

<前頁から、続く>

な姿勢で取組んでおります。

東京都都市部では、既に集合住宅在住の市民が過半数を大きく上回っております。しかし、集合住宅に永住を強要される市民が増えるほど、集合住宅における動物飼育の禁止は、人間の基本的な人権の侵害にもつながるとして、本年には国会に衆参両議院から請願が提出されました。

日本では昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律（以下保護法）」が制定され、その目的は動物への虐待防止、適正な取扱・保護を定めて、動物愛護の気風から、生命尊重・友愛・平和を育むことです。しかし、集合住宅に居住したために動物に触れ合う機会を幼年児から取られ、集合住宅には「居てはいけない物」として犬猫等の動物達を教えた状態が様々な問題を投げかけています。目先の「管理」に捕らわれて、人の精神を歪めてしまうことの重罪を、子供達が小さな命を残虐に扱いはじめてから気付くのでは遅すぎます。

福岡における住宅環境は存じませんし、現状の犬猫が起こしている問題の大きさ、対処方法等も貴誌では分かりませんが、少なくとも、団地内の不法路上駐車に対しては「駐車場の確保や快適な団地環境へのご協力」をお願いしているにもかかわらず、命あるものに対して約定に基づく契約解除等の法的措置まで明示し、「飼育を止める」よう呼び掛け、犬猫の危険性に重点を置いた記事内容は、動物飼育者に対する脅迫と受け取れます。貴誌のために遺棄を行ったものがある場合は、保護法13条違反となります。

以上を踏まえた上で、以下の質問・記事訂正依頼についてご回答を要求を致します。

- 一、貴協会の管理している住宅戸数。また不法駐車の間延べ台数及び犬猫の苦情件数。
- 一、住宅内の禁止事項に対する措置方法。
- 一、「猛獣」という語句について：猛獣とは法的にも特別な扱いを受ける動物に対して使われている語句です。「猛獣と化す場合も」という欄については、公団としての意見であるのか、個人の意見であるのか、明確にさせていただきたく存じます。内容では、「階段で吠えられたときの転落事故」「幼児には小型犬も猛獣同然」「来客に対しての攻撃」等、集合住宅特有の問題とも、通常で大きな問題になっていることとも思われないことが列記してあります。集合住宅では動物を連れて入る事も禁止されているのでしょうか。階段から不意に人が現われることも危険としているのでしょうか。犬が来客に「顔や腕にかみ傷数カ所、着衣はズタズタ」ということが福岡県では日常なののでしょうか。「仮定」としての記述ではあっても、この内容は犬全体に対する過剰な恐怖を植え付けるものと考えます。この文面の撤回を要求致します。

この2ヵ月にご入金された方々。<1頁から>山崎美智子、岩尾敏子、桜井梅代、町谷光子、藤倉香苗、小峰亜貴子、尾崎未央、山崎多恵、斉藤光絵、後藤優子、花房俱子、藤井裕子、水野淳子、菊地ふみ、坂神真理子、中村靖、高橋富子、加藤緑、小林謡子、佐野卓志、小田島直美、村松治子、石戸育子、松谷純子<7頁下段へ続く>